

令和4年第2回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年6月3日(金曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	9番 森本 信明
10番 滝沢寿美雄	11番 今井 英昭	12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 12名

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	たてしな保育園長 山口恵理	
建設環境課長 篠原英男	産業振興課長 櫻井 豊	
会計管理者 羽場厚子	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行	書記 伊藤百合子
-------------	----------

散会 午前10時34分

議長（田中三江君） おはようございます。これから本日6月3日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 議案第34号

議長（田中三江君） 日程第1 議案第34号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） それでは、質問します。

この条例は、職員の育児休業に関することを、今までこの役場でも行われていたことをきちんと明文化するというふうに承知していますけれども、それは一歩前進だろうというふうに思いますが、ところで、その育児短時間勤務をすることができない職員についてお伺いしたいと思います。これについては、（1）で会計年度任用職員と、（2）の場合は再任用の職員のことかなというふうに解釈しているのですけれども、まず会計年度職員の中で、7時間30分勤務をしている職員の数はどれほどいらっしゃるのでしょうか。女性とか、男性も含めてですけども、そのことをお伺いするのはなぜかという、なぜその方たちが育児短時間勤務をすることができないということによって排除されるのかという疑問に突き当たります。これは正規職員だけに保障された権利であって、会計年度の職員さんは対象外だということに解釈できるのですけれど、今、基幹業務を担って、しかも長時間勤務をずっとされていて、ほとんど職員並みに働いていらっしゃる方をなぜ対象外とするのかというところをまずお伺いしたいと思います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

まず、この第7条になろうかと思えますけれども、この育児短時間勤務をすることができない職員の事例といたしましては、（1）法第6条第1項の規定により任期を定めている職員ということですが、これにいう職員については、育児休業の代替職員として、任期1年未満の任期を定められた職員、また、臨時的な任用に該当する職員が対象となります。あくまでも代替職員ということで、1年未満の職員が想定をされております。

次に、（2）号になりますけれども、職員の定年等に関する条例、こちらに該当するものにつきましては、再任用ではなく定年の条例のほうで、定年の特例として業務に必要な場合については、その定年を延長することが、特例が設けられておまして、その場合の職員は対象外ということになっております。定年が今現在の条例ですと60歳ですので、育児という子を看護する状況にはほぼほぼないのではない

のかなと思っているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） （1）については、育休の代替も含めた臨時的だということで、理念的には理解をしたところですが、（2）のほうのことにすると、特例として定年延長で該当する職員は少ないのではないかとすることは、一般的に考えられるのですが、例えば、場合によっては孫の養育を引き受けなければならないとか、いろんなことが出てくることもあるかなんて思ったりするんですけど、そして育休を取らなければいけないような事態が起きることもあるのではないかなと思ったんですけど、そこはどうでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えします。

あくまでも看護をする立場の職員でしたらこちらには該当するかと思いますけども、制度上、この定年延長特例として延長された職員については、法律上も該当しないということになっておりますので、いずれにいたしましても今現在、この延長特例については立科町でも対象となる職員はおりませんので、もし育児という形で看護をしている子供がいる場合については、その場合、ケースに応じまして、どのような職員の採用方法があるかということも考えてみたいなどは思っているところであります。

議長（田中三江君） ほかに質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第2 議案第35号

議長（田中三江君） 日程第2 議案第35号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第3 議案第36号

議長（田中三江君） 日程第3 議案第36号 立科町子育て支援住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） これについても、「20歳以下」というのを「20歳未満」ということで、「以下」を「未満」ということなんですけど、この意味がよく分からないのでご説

明をお願いしたいと思います。

また、成人年齢が20歳から18歳に引き下がったということを考えると、この20歳と規定した法的な裏づけというのはどういうものでしょうか。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをします。

まず、「20歳以下」を「20歳未満」ということで、もともと運用上、元の条例上、入居する者の資格として、「20歳以下」の子供がいることということになっていまして、明け渡すときの条件に関しても、要は子供が成人をした場合は「明け渡すこと」という形になっていまして、ちょっと整合性が取れていなかったと、「20歳以下」の子供がいて入れるのに、子供が20歳になると出ていかなければいけないということで、20歳がかぶってしまっていたので、それを明確にするために入居者の資格のほうを「20歳未満」という形、かぶらないように訂正をしております。

それと、今回、青年の年齢が18歳に引き下げられたということで、今回の見直しに関して18歳にするケースと20歳にするケース、今までの運用が20歳だったものですので、どちらかという選択肢があったかと思っております。その中で、今までの20歳ということで運用をしておりますので、年齢を下げるよりも現状と同じもので、入居をしている方の不利益がないようにということで20歳という形にしております。

以上になります。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第4 議案第37号

議長（田中三江君） 日程第4 議案第37号 立科町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。8番、榎本真弓君。

8番（榎本真弓君） 今回、町営住宅の設置及び管理条例に係る条例の改正ですけれども、これでどのような環境になるのか、もう少し分かりやすく、詳しく説明していただけないでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

今回、用途廃止いたします芦田上青木の教職員住宅でありますけれども、家族用として利用してきたところであります。用途廃止をいたします住宅番号53、14につきましては、空き家となっております。また、隣接する住宅番号11、12の2棟を含めまして4棟あるわけですが、全て家族用教職員住宅でありますけれども、現在空き家となっております。この住宅につきまして、令和4年度において、町企画課に

において移住者向け長期滞在住宅の整備を行うものであります。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第5 議案第38号

議長（田中三江君） 日程第5 議案第38号 令和4年度立科町一般会計補正予算（第2号）
についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。6番、今井 清君。

6番（今井 清君） ページ、17ページの林業経費の林業振興経費で、業務委託料、町有林補償伐採についてお伺いしたいのですが、これは具体的にどの地区の伐採になるのか、実施箇所と面積等の詳細についてお伺いします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

こちらにつきましては、県営かんがい排水事業を現在実施しているところでございます。その工事の管理道路につきまして伐採を行っていくものでございまして、場所につきましては塩沢堰が通っております。林道でいきますと林道南平線というところなんですけども、そこを入っていきますと塩沢堰が横断しているところがあるので、その林道から塩沢堰が横断しているところを管理道路として伐採をしていくものでございます。

すみません、面積はちょっと分からないのですが、伐採の本数でございますが、広葉樹と針葉樹合わせて約1,300本となりまして、こちらの調査本数といたしましては、胸高直径10センチ以上のものを対象としておるものでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 分かりました。

それで、ここに物件移転補償費ということで、確定財源の中のその他で400万計上されているのですが、この内容について、この関係をお伺いします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

こちらの物件移転補償金ということでございますが、県営排水事業におけます立木の補償料でございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。6番、今井 清君。

6番（今井 清君） その補償料というのは、どこから補償されてくるという中身をもうちょ

っと詳しくお願いします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

先ほど、すみません、申しあげました県営かんがい排水事業によります県からの事業実施による補償料ということで、町のほうに納入されるものでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 11ページの一般管理費の中の補助金でお伺いします。外倉部落のバス停留所の補助金と書いてあるのですが、その中身を教えてください。まず、それ一点。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

今回、外倉部落よりバス停の改築を行いたいという申請がございまして、立科町の区及び部落等のバス停留所に対する補助金の交付要綱に基づきまして、事業費の2分の1以内、限度額20万でございますけれども、こちらの対象となるということで補助金を上げたところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 次のページの財産管理費でお伺いします。別荘等貸付地管理経費で、業務委託料700万円が加わっています。その追加の理由というのはどういうことでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） この業務委託料700万円につきましては、実は町で今後予定をしております女神湖周辺の大型のホテル、廃墟になったホテル、立科町が所有権を移転させまして、今後解体が必要になってくるわけではありますけれども、こちらの解体をするに当たりまして、アスベストですとかの事前調査が必要だということで、この業務を委託をする予定でございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。3番、中島健男君。

3番（中島健男君） 20ページの消防費の中で、補正額で246万6,000円が団員退職報奨金ということになっているのですが、これは当初から一般予算に乗せないで、何で補正で乗せてきたの。大体、退団する団員さんというのは分かっていると思うので、どうして補正で上げてきたのです。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

当初予算、昨年12月から1月、今年にかけてなんですけれども、その時点では、

通常、その年度末で退団する団員数というのを把握をしておりません。その後、確定をしたものでございますけれども、当初予算の中では700万円概算で計上をさせていただいております。今回、確定をいたしまして、22名の団員の皆さんが退団をするということで、総額で946万6,000円という、団員の年数にもよりますけれども、報奨金が確定をいたしましたので、不足する246万6,000円を今回補正させていただいたところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 今の項目で、一点ご確認したいのですが、22名退団をするということが分かったのはいつ頃で、またそれに向けての補充というのは十分されているのでしょうか。そのことの確認がまず一点目です。

もう一つは、前のページの土木費のところ、白樺湖大門峠線の用地買収のことで上がって、300万もプラスされているのですが、これについては町の土地と相手方とツーペイでやった上で、なお足りない分を買うのだなというふうに理解するのですが、その面積をそれぞれ教えていただくことと、それから金額は幾らだったのでしょうか。それは産業振興課だったかな、それをお願いします。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） まず、一点目の消防団員の退職者、いつ分かったかということでありまして、これにつきましては年度末でございます。3月末ということで退団が確定をしたところでございます。それに基づきまして、22名、今回退団をされたわけですが、新入団員、4月2日、任命されましたけれども、こちらにつきましても各分団で団員を、加入促進を図っていただきまして、22名には届いておりませんけれども補充をしていただいております。

以上です。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） すみません、用地買収費のほうなんです、こちらのほうは概算という形で予算要求をさせていただいてありまして、すみません、ちょっと今、手持ちで面積を持ってきていないものでお答えができません。最終的に、工事を今やっているのですが、工事が終了したところで確定面積を出しまして、用地買収をしていくということですが、先ほど議員が申し上げたとおり、交換する部分等はありません、それを交換してもなお足りない部分に関して購入という形になりますので、よろしく願いいたします。

議長（田中三江君） 7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） 消防団のほうへお伺いします。そうすると、年度末で退団の意向が分かり、4月2日に任命ということで、22名には届いていないけれどというお答えだったので、やっぱり不足しているところは、じゃあ、補充されていないといざと

いうときに大変困るわけですが、そこら辺のシステムというか、末でなければその退団の意向が確認できないと補充も間に合わないということだと思っております。そこら辺の支障のないように団員が補充できるような体制についてはどうお考えなのでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） やはり団員につきましては、定数条例とかもございまして、なるべく定員に達するように各分団でも努力をしていただいております。これにつきましては、立科町の消防団等でも把握をしながら、支障のないように努めていただきたいと思います。ということで伝達をさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第6 議案第39号

議長（田中三江君） 日程第6 議案第39号 令和4年度立科町水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第7 議案第40号

議長（田中三江君） 日程第7 議案第40号 立科町過疎地域持続的発展計画の策定についての質疑を行います。

質疑のある方の発言を許します。質疑はありませんか。3番、中島健男君。

3番（中島健男君） 計画を作成した中で、55ページ以降の実際の事業計画というのが県と協議して、国に出されると思うのですが、結構この内容を見ると、広い範囲というか、具体的なものが何もないのです、日程なり費用なり。そうすると、これはこの案件全部出して認められるかどうかといったら国の判断なんですけれども、認められたものに関してのみもっと具体的に推進していくというやり方でこれからやっていくわけなんでしょうか。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

この事業名、事業費もそうなのですが、今後実施される予定の事業も含めておりますが、今後まだ実施の予定のない事業も含まれる可能性もありますので、抽象的に、できるだけ広く捉えられるようにはしております。社会経済情勢の変化や、住民のニーズの変化にも対応できるようにして大きく書いております。

予算との連携がないとか、そういうことなんですけども、実施計画、振興計画もそうなんですけども、個々大きな基本計画で取り組むべき施策を示して、個々具体的な方策や、計画と予算との連携は、計画期間3年間の実施計画で示しております。この計画も個々具体的な方策や、計画と予算の連携は、振興計画の実施計画で示していくようになります。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。7番、村田桂子君。

7番（村田桂子君） この過疎地域持続的発展計画は、職員さんがおつくりになったというところでは、大変意欲的だなということで評価したいと思いますが、パブリックコメントの時期が大変短くて、町民の意見の反映が十分できなかったのではないかという心配があるわけですが、何件くらい寄せられて、そのうち計画を見直したり、補充されたり、追加の、重要なものとして追加されるような提案があったのかどうか、詳細は結構ですので、概略でお聞かせください。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えさせていただきたいと思います。

期間は6月の定例会に向けて上程をしたいということで、逆にスケジュールを計算しまして、4月1日から当町は過疎地域に追加されましたので、4月1日以降できないとできないので、4月1日から4月18日という日程で意見募集を行ったものでございます。

それで、件数ということなんですけど、すみません、大変お待たせしました。議員さん方には5月10日のときに、議会全員協議会でお渡ししてあるんですけども、件数としては40件でございます。1人の方で何件か出されているものもございまして、そういったものでございます。

そのもらった意見に対しての対応につきましては、この計画自体、立科町第5次振興計画、あと公共施設の計画に沿ってということがございますので、必ずしも全て反映できたわけではないのですが、担当課と協議をした中でできるだけ対応をして計画書の中身を変えた部分もございまして。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。6番、今井 清君。

6番（今井 清君） この過疎計画については、短期間の中でまとめていただいて大変ありがたかったと思うのですが、具体的にはこの事業がたくさんあるのですが、これが全て過疎債の対象になるというような方向になればいいのですが、その辺、採用の見込みのどの位割合程度とか、そういうことを考えていらっしゃるのか。それとも、今後そういった中で重点項目を挙げて、これとこれというような形を取るのか、この先の計画についてお伺いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

過疎計画については先ほどもお答えしたとおり、できるだけ広く捉えて、今後住民ニーズですとか、社会経済情勢が変わった場合でも対応できるようにしていくという計画でございます。

今後の何をやっていくかというのは、予算の基本方針というか、方針云々でやっていくことになると思うのですが、実施計画の中で事業を出して、実施計画にのせて予算査定ということになっていくと思います。

以上です。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 近隣では、当然過疎債、使っている内容で、どのくらいの採択の状況なのかということ調査されたのかどうか、その辺の確認と、今後どの程度の、実際にはたくさんやっている事業を網羅されているのですが、その対象となる状況はどんな状況なのかということ、調査は聞いていらっしゃるのかどうか、県とか国のほうに確認していらっしゃるのかどうか、その辺のところをお伺いします。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

近隣でも使えるものは使っているということなので、道路の関係ですとか、あと今でも使えるものがございまして、うちのほうも使えるものはできるだけ過疎債を使っていきたいと思っております。ソフトの部分には上限があるのですが、ハードの部分には上限がないので、借りられなければ仕方ない部分もございしますが、できるだけ有利な起債でございますので、活用してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） ほかに質疑はございますか。

〔（なし）の声あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

◎日程第8 陳情第1号

議長（田中三江君） 日程第8 陳情第1号 「さらなる少人数学級推進と教育予算の増額」・「義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充」を求める陳情書について、意見をお持ちの方の発言を許します。意見はありませんか。

〔（なし）の声あり〕

意見なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案及び陳情については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔（異議なし）の声あり〕

異議なしと認めます。したがって、お手元の議案付託表のとおり、各常任委員会へ付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

なお、この後、10時45分から第1委員会室において土地開発公社理事会が開催されます。また、理事会終了後、全員協議会を開催しますので、参集願います。お疲れさまでした。

(午前10時34分 散会)